

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。病気や体の衰えなどにより介護や支援が必要になったら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。

《介護保険サービスの事例紹介》夫婦2人で暮らしているAさん(80代女性)のケース

Aさんはこれまで大きな病気もせず夫婦2人で暮らしていたが、ある日自宅の庭で転倒、大腿骨頸部骨折で入院となり、手術を受けた。
入院中に地域包括支援センターが介護保険認定申請を代行。介護認定結果を待っている間に、Aさんは病院でのリハビリを受け、杖を使用して歩行できるまでに回復した。

介護認定結果が出て、自宅に戻るにあたり介護保険のサービスが必要となったため、家族と相談の上ケアマネジャーを依頼した。退院に向けた環境整備のため、病院の看護師、リハビリスタッフ、ケアマネジャー、Aさん本人、家族が参加するカンファレンスが開催された。

カンファレンスの結果、Aさんに必要な支援がわかり、ケアマネジャーが、玄関の手すり等の福祉用具のレンタル、週に1回通所リハビリの利用など、介護保険サービスの調整を行った。
Aさんは退院後、自宅での生活を送ることができている。



ご相談はこちら ▶ 牛久市地域包括支援センター ☎878-5050、牛久市地域包括支援センター博慈園 ☎871-5110

STOP ヤミ耕作

農地の貸し借りは手続きが必要です!!

地権者の皆さん、農家の皆さん
このような農地は
ありませんか？

「昔から手続きをせずに、親戚・知人などと農地を貸し借りしている」
「手続きが面倒なので、口約束で農地を貸し借りしている」

農地法第3条では、農地の売買や貸し借りなどの際には、農業委員会の許可を受けなければならないと規定されており、許可を取らずに農地の貸し借りを行うことを「ヤミ耕作」といいます。



許可を取る
手続きをして
いないと…

手続きをしていないとトラブルの原因となるだけでなく、耕作証明書などの公的な証明を受けることができません。農地を貸し借りするには、必ず市農業政策課・農業委員会での手続きを取りましょう。

手続きをしないと
このような問題が…



▲県リーフレット

手続き方法
詳しくは
ご相談ください

手続きには【①農地法第3条許可申請によるもの】【②農地中間管理事業法による農地中間管理機構を通じた利用権設定によるもの】の2つの方法があります。
市では、農地中間管理事業法による農地の貸し借りを推進しています。
貸し借りには要件などがありますので、詳しくはお問い合わせください。



▲農地中間管理機構
(農林水産省HP)

【問い合わせ】 農業政策課 ☎内線1513、農業委員会事務局 ☎内線3702